

財務規則第 120 条の基準

昭和 58 年 4 月 25 日 制定
平成 15 年 6 月 1 日 改正
平成 17 年 6 月 15 日 改正
平成 19 年 5 月 28 日 改正
平成 22 年 1 月 27 日 改正
令和 6 年 2 月 9 日 改正

市営建設工事の請負契約について、相手方となるべき者の申込価格によっては、その者により「当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合」は、その者の申込に係る価格が、次に掲げる額（調査基準価格）に満たない場合とする。

記

- 1 予定価格の算出の基礎となった直接工事費の額に $9.7/10$ を乗じて得た額、共通仮設費の額に $9/10$ を乗じて得た額、現場管理費の額に $9/10$ を乗じて得た額及び一般管理費等の額に $6.8/10$ を乗じて得た額の合計額に予定価格率を乗じて得た額。ただし、その額が予定価格に $9.2/10$ を乗じて得た額を超える場合にあっては、 $9.2/10$ を乗じて得た額とし、予定価格に $7.5/10$ を乗じて得た額に満たない額にあっては、 $7.5/10$ を乗じて得た額とする。
- 2 特別なものについては、前項の規定にかかわらず、契約ごとに予定価格の $7.5/10$ から $9.2/10$ の範囲内で、大船渡市財務規則（平成 11 年規則第 17 号）第 2 条第 9 号に規定する契約担当者が定める額とする。
- 3 1 及び 2 により得た額の千円未満を切捨てとする。

附 則

この基準は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。